

高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ
(必ず、保護者の方に
渡してください)

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、学校にて継続手続きを行います。課税証明書で申請されている方は最新の課税証明書をご提出いただきます。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

3. 支給額

次の計算式（親権者の合計額）により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記計算結果 → **15万4,500円未満** → **支給額：1単位あたり1万円**

→ **30万4,200円未満** → **支給額：1単位あたり4,812円**

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額（課税標準額）
・市町村民税_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



具体的な手順などは裏面をご覧ください →

4. 申請

受給者全員
必要です！

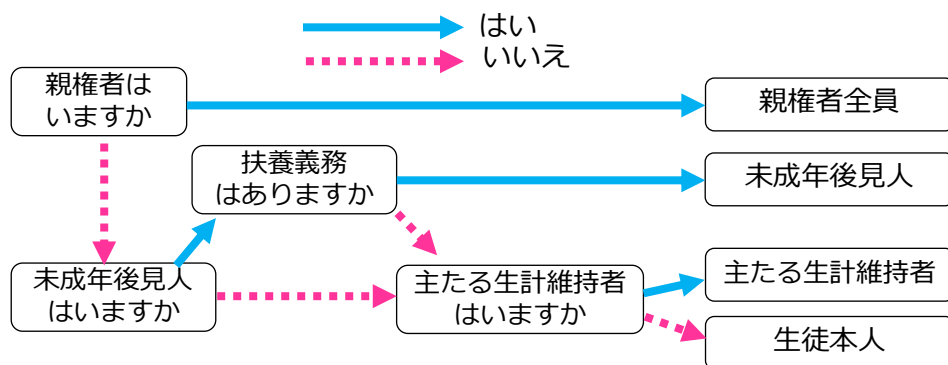
入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。申請には保護者等のマイナンバーの情報が必要となります。

※他の必要書類や申請方法等、学校からの案内に沿って申請してください。

(注意事項)

- 虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- マイナンバーの情報は原則、親権者全員分(例：親権者が両親ならば2名分)が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

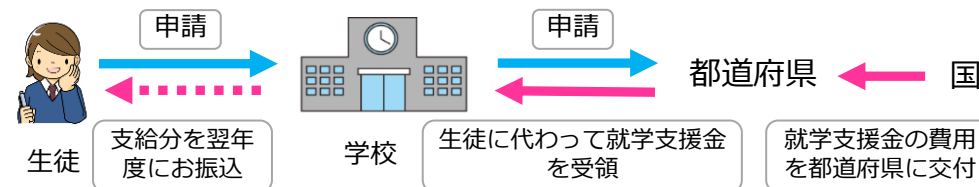
- ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- 海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、翌年度にご指定の口座へお振込いたします。



6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、通われる学校へお問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、**低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』（返還不要）**や、都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金の問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



ご不明な点については学校もしくは滋賀県の担当にお問い合わせください。

- ▶ ECC学園高校 本校：電話番号：0740-24-8101（平日9：00～17：00）
- ▶ 滋賀県総務部私学・県立大学振興課：電話番号：077-528-3271（平日8：30～17：15）